

令和 4 年 4 月 8 日

保護者の皆様

横浜市立名瀬小学校
校長 中嶋 孝宏

GIGA 端末とその付属品の 破損・故障等の対応についてのお願い

横浜市教育委員会より整備された 1 人 1 台端末（GIGA 端末）について、様々な学習場面で積極的に活用を進めています。学校では適切な指導のもと大切に利用しておりますが、破損・故障等が発生するリスクも想定されます。

「横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール」（QR コード参照）をもとにご家庭等で負担いただく場合もありますので、下記の通りご理解とご協力のほどよろしくお祈いします。名瀬小学校ホームページにリンクを掲載いたしました。ご活用ください。なお、付属品とは端末に付属している又はセットで貸与された電源アダプタ及びケーブル、カバー等を指します。



※GIGA 端末：「横浜市における GIGA スクール構想」により整備した 1 人 1 台端末又は高等学校及び特別支援学校高等部所有の貸出用端末

1 弁済対象となる場合（ご家庭等で負担いただく場合）

- (1) 故意に（わざと）破損・故障又は利用不可となる状態にさせた場合
- (2) 紛失した場合
- (3) 児童生徒以外の者又はペット等が破損・故障させた場合
- (4) 適切な管理を明らかに怠ったことにより破損・故障させた場合
（雨天時に屋外で利用し雨水により故障したなど）
- (5) 著しい改造・汚れ等によって貸出時の状態への復旧が困難な場合
- (6) 上記(1)～(5)以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損・故障等
（持ち帰り時に学校の許可なく家庭外等で利用し、破損させたなど）

2 弁済対象とならない場合（ご家庭等の負担とならない場合）

- (1) 児童生徒が教育活動又は教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させてしまった場合（学習中に誤って机から落としてしまった、誤って水をこぼしてしまった、登下校中に水濡れや落下等で破損・故障させてしまったなど。）
- (2) 盗難された場合（警察への被害届の届け出が必要）

3 弁済対象となる場合の対応

- (1) 端末及び付属品の種類によって必要な手続きが異なります。学校の案内に沿って修繕費用の弁済負担又は現物での弁済をお願いします。
- (2) 修繕費用の弁済負担の場合、弁済額は修繕にかかった費用全額となります。現物での弁済の場合、学校の案内に沿ってご家庭等で現物を購入していただき、現物で学校に弁済をお願いします。
- (3) 破損・故障等発生時の状況と弁済について、学校が保護者に確認・相談することになりますので、ご協力をお願いします。

4 休校時等のご家庭等での利用時の注意点について

- (1) 水濡れや外からの衝撃に注意し、雨の日はビニール袋に入れて運ぶなど配慮をお願いします。
- (2) 紛失や盗難を防ぐため、学校から許可された場所以外に持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。
- (3) ご家庭等で利用する場合は、身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。